

墨書・刻書土器の意義

東野治之

近年出土する文字資料の量には、目をみはるものがある。その大多数が開発のための発掘にともなうものとはいえ、今後の歴史研究に資するところは少なくないであろう。私が木簡の研究にたずさわるようになった20年前には、なお木簡のような断片的史料を研究することについて、疑問の声を聞くこともないとはいえたが、今日、木簡はもちろん、漆紙文書、墨書刻書土器・瓦などの出土文字資料を抜きにして、考古学・古代史の研究が成り立たなくなってきたことは、その端的な現れであるといってよい。しかしこれらの文字資料の性格については、比較的研究の進んでいる対象もある反面、墨書・刻書土器のように、なお検討の余地を多く残している資料もある。いまその問題点について全面的に論じるだけの準備はないが、二、三の点をとりあげ、検討を加えてみたい。

まず墨書・刻書土器の基本にかかわる問題として、これらをいかに呼称するかということがある。これらの資料は、通常考古学的に墨書土器あるいは籠書き土器などと称されてきたが、近年、文献史学の研究者から、異論も唱えられている。すなわち田中卓氏は、墨書・刻書土器を一括して「土器文字」と呼んでおられ、また原秀三郎氏も、古代史の立場から文字を重視すべきであるとして、「土器墨書」という名称を提唱されている⁽¹⁾。これらの主張には、確かに首肯すべきところもある。しかし史料的性格ということを考慮すれば、やはり従来の呼称が妥当であろう。いったい墨書・刻書土器は、まず第一に考古資料である。そこに記された文字も、土器そのものとの関わりなしで理解することはできない。それをよく示すのは、文字の記され方であろう。いうまでもなく墨書は、土器が完成したのちに書かれたものである。それに対し、刻書の多くを占める籠書きの文字は、土器の製作過程でしか入れようがない。その結果、入れられた文字にも自ら性格の違いが出てくるわけで、墨書文字は土器の用途、機能に関係するのに対し、籠書きの文字は、土器の製作分担などに関わるものが多くなる。刻印などについても、籠書きと同様なことがいえよう。むろんあらかじめ用途を予定して作られる土器も少なくなかろうから、上記のような傾向が絶対ではないが、文字が墨書であるか籠書きであるかは、文字を読み解釈する場合の重要なポイントであることは間違いない。何が書かれているかを考えることは、同時にそれがいかに書かれているかを考慮することでもある。

しかも問題は、文字ばかりにあるのではない。墨書、刻書の内容は、文字以外の図形や記号などを含むことが多い。その中から文字のみに注目するのは、このような資料のもつ史料性を狭い範囲に限定してしまう恐れもなしとしない。たとえば近年、土器に線刻ないし墨書きされた記号に注目してその意味を考え、それらの記号の背景に文字を知らない人々の存在を考える研究が発表されている⁽²⁾。このような視点からの研究は、今後ますます積み重ねられねばならないが、文字だけに注目していくは、その進展は望めないであろう。文字・図様・記号などを一括した、まさに

「墨書」「刻書」として、これらの情報は分析されるべきであり、そうすることによって、概して零細な情報を生かす道がでてくるといえる。本集成が、遺跡別に文字以外のものも含めて広く墨書・刻書を収録しているのは、極めて望ましい方針といえよう。

さてそれでは、これらの墨書・刻書土器は、全体としてどのような史料価値を持つであろうか。もちろんこの点については、墨書・刻書土器研究の歴史が浅いこともある、遺跡や個体別の研究が収積された上でなければ、見通しを立てることは困難である。ただその場合の方法的な問題点を挙げるなら、こうした零細な資料に光を当てるには、やはりそれらを遺跡・遺構別に群としてとらえることが必要である。ある集落遺跡から一文字だけ記した土器が多く出土している場合、同じ種類の文字を出す遺構を群としてとらえ、そこから集落の構造や他集落との連関を読みとろうとする研究が試みられており、それが成果をおさめつつあることは、周知のところであろう⁽³⁾。

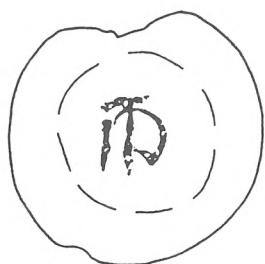
また、そもそもこのような場合、文字は一種の記号として用いられているといつてもよく、先述したような、記号をも含む総合的な検討が要求される。近年、集落出土の墨書土器が増加してきていることを踏まえ、古代における文字の普及を極めて積極的に認めようとする見解もみうけるが⁽⁴⁾、そのような解釈が疑問であることは、平川南氏の指摘されるとおりであろう⁽⁵⁾。

なお個体当たりの文字数が少なく、その種類に変化があまりない場合でも、文字の種類によっては、興味深い問題が提起される。近年主として平川南氏によって追及されてきた則天文字の墨書などは、その好例である⁽⁶⁾。即ち平川氏は、石川県金沢市三小牛ハバ遺跡や下野国府跡から出土した土器に、周の則天皇帝（いわゆる則天武后、在位690～704）の制定した新字（則天文字）のうちの「人」「正」を墨書したものがあることを指摘している⁽⁷⁾。また墨書土器中の判読不能の文字には、則天文字の筆画の一部を取って造字されたとみられる例や、則天文字の崩れたものがあることも論じられた。実際私がはじめて出雲国府出土の土器に則天文字「地」の存在を指摘した⁽⁸⁾ころに比べれば、この種の資料の増加は著しく、最近では高島英之氏も紹介を行なっておられる⁽⁹⁾。

このような資料の意義は、単に珍しいというだけではなく、中央の文化が、いかに伝播していくかを探る手掛かりとなるところにある。平川氏はこの種の文字が記される背景として、仏典の中で用いられている則天文字の影響があったと論じられている⁽¹⁰⁾。たしかにこの問題は、単に行政ルートを通じての伝播という形でばかり考えない方がよいであろう。則天文字や、それに類する文字のみを取り出しては判然としないが、目をひろげて他の特異な文字に注目してみると、そのことは明らかになると思われる。

たとえば群馬県下その他の墨書土器に、図一1・2のような字がある。この文字は則天文字の「天」に類似するところから、その字の崩れたものとする見方があるが、『新訳華厳經音義私記』（延暦年間ごろ書写、汲古書院影印、『古辞書音義集成』(1)、1978年）にみえる「万」（卍）の字であろう（図一3）。同書には則天文字の「初」「君」なども載せているが（図一4）、その二種の字形を参照すれば、図一2の字も「万」と判断してよい。少異はあるが、同様な字形は『竜龕手鑑』（遼、行均撰）雜字の部や『類聚名義抄』（僧下、111丁）にもみえる。「万」は一般に墨書土器によく現れる字であり、「卍」の形も例えば県下の三ツ木遺跡の墨書土器に実例がある（本集成(1)、No.148-15）。「卍」は元来吉祥の意味をもっており、墨書されるのもうなずける。則天文字類似のこのような文字も、

1



2

𠂔
𠂔

3

𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔
𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔
𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔

4

𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔
𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔

5

𠂔
𠂔
𠂔
𠂔
𠂔
𠂔

古文正字又平
聲又俗方久反

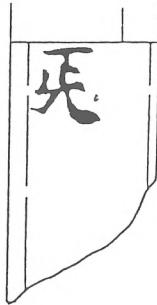
6

𠂔

7

𠂔
𠂔

10



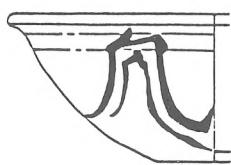
11

𠂔
𠂔
𠂔
𠂔

12

𠂔
𠂔

8



9

𠂔
𠂔

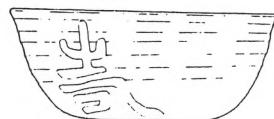
13

𠂔
𠂔
𠂔
𠂔

14

𠂔

15



1. 群馬県前橋市芳賀東部団地遺跡 (本集成(1)、13-22)
2. 群馬県境町上矢島遺跡 (本集成(1)、146-13-12)
3. 『新訳華厳經音義私記』 4. 同上 5. 『竜龕手鑑』雜部 6. 山形県川西町道伝遺跡 7. 5に同じ 8. 山梨県高根町湯沢遺跡 9. 5に同じ 10. 埼玉県熊谷市北島遺跡 11. 5に同じ 12. 観智院本『類聚名義抄』 13. 5に同じ 14. 3に同じ 15. 群馬県尾島町小角田下遺跡 (本集成(2)、74-5)

はじめから則天文字との関連に限定するのではなく、広い視点からみてゆく必要があるようだ。『竜龕手鑑』は、元来仏典にみえる字の字書として作られた書であるが、そこでは則天文字を載せる場合も、すべて「古文」(古体の文字)としている(図-5)。墨書土器に記された則天文字も、それが則天文字であるために選ばれたというよりは、古めかしい異形の文字の一つとしてとりあげられたとみた方がよいのではなかろうか。古代には日常的に使われたことのない篆書の字が墨書土器にみえるのも⁽¹¹⁾(石川県金沢市黒田遺跡)、同じような意識に基づくものと判断される。

このような観点にたつと、特殊な文字の解読には、古辞書の雑字の部に載せられた異形の字が注意されるということになる。たとえば山形県道伝遺跡(図-6)や山梨県湯沢遺跡(図-8)の文字なども、則天文字の可能性とともに、意味不明ながら図-7・9の字との関連が検討されてよいであろう。また平川氏が「正合」と読まれた「正」と「八」を上下に組合せたような文字(図-10)も、「天」の古体(図-11・12)との類似が注目されるのではなかろうか。

なお則天文字を含め、こうした異形の字をみる場合、他の文字同様、異体字が存在することが看過されはならない。たとえば図-13は、『竜龕手鑑』(雑字)にみえる「載」であるが、恐らくこれは則天文字の「載」(図-14)の別体であろう。則天文字の構えがこのような形になることがあるとすれば、新田郡小角田下遺跡の特殊な字(図-15)も、同じ構えをもつとみてよい。これが則天文字風の造字かどうか、なお検討を要するが、いずれにしても全く荒唐無稽な字形でないことは、明らかであろう。

以上のようにみてくると、こうした特殊な文字は、直接には仏典に関わる音義・字書の類から参照され、一種の呪的な意味をこめて書かれている可能性が考えられる。これはこれで中央の文化の波及する一つのあり方として興味深い例であり、墨書土器ならではの史料といえるであろう。

注

- (1) 田中卓「最古の“土器文字”の読みについて」(皇学館大学史料編纂所『史料』57.58合併号、1983年)、原秀三郎「土器に書かれた文字—土器墨書」(岸俊男編『日本の古代』14、中央公論社、1988年)。
- (2) 山中章「古代都城の線刻土器・記号墨書土器」(『古代文化』41-12、1989年)。
- (3) たとえば平川南、天野努、黒田正典「古代集落と墨書土器—千葉県八千代市村上込の内遺跡の場合一」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集、1989年)、鬼頭清明「郷・村・集落」(同上)、井上唯雄「群馬県出土の墨書土器—文字の普及と遺跡の性格に関連して—」(『群馬県出土の墨書・刻書土器集成(1)』、群馬県教育委員会、1989年)など。
- (4) 久木幸男『日本古代学校の研究』(玉川大学出版部、1990年)。
- (5) 平川南「墨書土器とその字形」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集、1991年)。
- (6) 同 上。
- (7) 則天文字については、先行研究の摂取に不充分な点もあるが、藏中進「則天文字の成立とその本邦将来」(和漢比較文学会編『和漢比較文学叢書(1) 和漢比較文学研究の構想』、汲古書院、1986年)がまとまっている。
- (8) 拙稿「発掘された則天文字」(『出版ダイジェスト』1187号、1986年)。
- (9) 高島英之「則天文字を記した墨書土器について」(『信濃』43-10、1991年)。
- (10) 注(5)に同じ。
- (11) 拙稿「多種多様な古代の文字資料」(『墨』73号、1988年)でふれたことがある。